

TOKYO 人権

●インタビュー／石山春平

療養所を出て、社会で力強く生きる

—ハンセン病回復者として、差別や偏見に立ち向かう

●特集

**部落差別をなくすのは
私たち一人ひとり**

「部落差別解消推進法」の成立から1年

●アイヌ文化を伝える
東京の若き紙芝居師

療養所を出て、 社会で力強く 生きる

ハンセン病回復者として、
差別や偏見に立ち向かう

いしやま はる へい
石山春平さん

ハンセン病回復者／全国退所者連絡会副会長

ハンセン病患者^{*1}を療養所に隔離することを定めた「らい予防法」が廃止されて20年。特効薬により治る病気となってもなお、日本は隔離政策を続けたため、治癒後も多くが療養所で一生を送ることを余儀なくされています。そんななか、石山春平さんは結婚を機に療養所を退所し、社会復帰を選択。厳しい差別や偏見にさらされながらも必死で歩み続け、現在は各地で講演活動などに取り組む石山さんに、これまでの人生を語っていただきました。

—ハンセン病が発症したころの、 周囲の反応を教えてください

左手の小指が曲がってきたのが、最初の兆候でした。昭和22年、11歳の時にハンセン病と診断されると、すぐに小学校を強制的に退学させられ、学校は私の机と椅子を焼却したそうです。私の机があった一角には床に新聞紙が貼られ、卒業まで立入禁止になっていたと、最近、同級生から聞きました。役場からは、病院に強制収容するとの通知が届きました。しかし、父親

はハンセン病で亡くなった近所の娘さんが、墓に入れてもらえず、村はずれの空き地に葬られたのを知っているので、息子は自分が吊ってやりたいとの一心で、強制収容の免除をお願いしたのです。医者に15歳まで生きられないと言われていたこともあり、家の外に出ないという条件で、納屋で過ごす家庭内隔離生活が始まりました。

最初の1年は、左手の症状以外は何ともなく、友達と山や川で遊んでいました。ところが13歳のころ、顔の半分近くが赤くはれてくると、親友から「お前と

遊ぶと両親に叱られる。お前は一番の友達だけど、お別れにきた。いつまでも俺は友達だからな」と告げられ、それ以来、誰も遊べなくなりました。

当時、行政はハンセン病を恐ろしい伝染病であり、患者を強制隔離しなければならぬと宣伝していました。ですから、ハンセン病は子どもにとっても、そばにいてだけで伝染する怖い病気だったのでしょう。

それでも夜になると、こっそり映画を見に行きました。映画館は暗いので顔を見られる心配がないからです。帰り道、近所の女の人たちと一緒にになると、彼女たちは私の病気を怖がって、悲鳴を上げて逃げて行きました。近所のおじさんが飛び出してきて、私だと分かると「お前は汚いから、道を歩くな！」と、野良犬を追い払うように石を投げつけてきました。私はずっと下を向いたまま帰りました。

姉は、夫と^{しゅうと}姉に私の病気のことを黙っていましたが、あるとき離婚覚悟で私のことを話すと、同情してくれたそうです。姉さんは^{しゅうと}厳しい人で、姉はずいぶん苦労したようですが、姉は私に、そのときだけはうれしかったと話してくれました。70年ほど昔の話でも、肉親の話をするとう涙声になってしまいます。ハンセン病の家族には、言葉にできない悲しみがあるのです。

—^{こうやまふくせい}神山復生病院^{※2}に入院することにしたのはなぜでしょうか。

入院を決する前に、実は自殺を試みたことがありました。家にいても家族の迷惑になるだけだし、誰も遊ばなくて孤独でしたから。山奥で農薬を飲んで死のうと考えました。山に入り、「〇月〇日春平死す」とカタカナで遺書めいたものを近くの木に彫りました。あとは農薬を飲むだけです。ところが、死後の世界が怖くて飲めなかったのです。それで、「今日限りで、石山春平は死んだ」と考えることで、心に区切りをつけたのです。「自分は死んだ」と思えば、人から何を言われても平気ですから。それでも、村の人から罵倒されたままでは悔しいので、せめて長生きをして、見返してやろうと考えました。父親には、「同じ病気の仲間がいる病院に行きたい。死ぬ前に人と話したい」と訴えました。私は約3年間、家族以外の誰とも話すことができずにいたのです。

その3日後、人気のない村外れに病院のトラックが迎えに来ました。すると、トラックから降りてきた女性が小走り私のところに来て、抱きしめてくれたのです。「つらかったらうね。よく我慢したね」って。私は3年間、他人から優しい言葉など一度もかけてもらったことがなかったので、せきを切ったようにわん

わん泣いてしまいました。その女性は目立たないように白衣の上からコートを着ていましたが、彼女の体温が全身に伝わってきたのを今でも覚えています。父親は、病院に入ったら私が生きて帰ることはないと思っていたので「家も山も川も見納めだから、忘れんように見とけ」と言っていました。こうして、昭和27年、16歳で療養所に入りました。

—病気から回復後、石山さんが退所を決めたのはなぜでしょうか。

その頃はすでにプロミンという治療薬がありましたから、入院して3年後には病気は治りました。真っ先に思ったのは家に帰りたいということでした。すぐに父親に手紙を出しましたが、その手紙の返事には、「兄の結婚話が進んでいるので、今帰ってきてもお前の居場所はない。病院にいた方がお互いの幸せになると思う。悪く思わないでくれ」とありました。手紙を見せた同部屋のおじさんからも「お前が家に帰れば家族が苦労する。親が返事に困るような手紙を書くのは親不孝だ」と叱られ、家に帰ることは諦めたのです。

入院して10年くらい経った頃、病院の職員の女性とお付き合いをしていました。病気が治ったのになぜ退所しないのかと聞く彼女に、私は社会に出ても生活していく自信がないからだと答えていました。すると「2人で頑張れば生きていける」と言うのです。「2人って、俺のこと？」と聞いたら、彼女がうなずきました。「私が看護師として働くから、2人で人間らしい生活をしよう」とプロポーズされたのです。こうして昭和43年に、私は退所して彼女と暮らす決心をしました。

退所するにあたり、私が頼ったのは、社会復帰の際は力になると言ってくれた教会の知り合いです。私がいた療養院はカトリック系でしたので、教会の関係者が見学に来ることもあり、よく案内役を務めていた私は、名刺をいただいていたのです。その人に、「将来を誓った人と社会に出たい」と手紙を書くと、翌週には迎えに来てくれました。療養院の院長は驚いていましたが、力になってくれる人がいるのはチャンスだと、退所を勧めてくれました。その後、ラジオの組み立ての仕事に就くことができたのは、その人のおかげです。経営者は、私の病気を承知した上で採用してくれたのです。

—社会復帰後、元ハンセン病患者であることを周囲に伝えることはできましたか。

私の不自由な左手を見て、職場にいた松葉杖の女性は、障害者の仲間ができてうれしかったようで、私の

※1 ハンセン病は「らい菌」により末梢神経や皮膚が侵される感染症。後遺症として顔や手足の変形をのこすことがある。本来、感染力は極めて弱いが、不治の病、恐ろしい伝染病とみなされ、厳しい差別の対象となった。かつては「らい病」と呼ばれたが、今日では「らい菌」を発見した医師の名前にちなんで「ハンセン病」と呼ばれる。法律により患者たちは強制的に全国の療養所に収容され、家族や友人、地域から分断された。

※2 静岡県御殿場にある私立療養所。現在、療養所は全国に国立13施設、民間1施設（神山復生病院）がある。

病気について聞いてきました。しかし、私はハンセン病だとは言えず、小児マヒだと嘘をついてしまいました。社会復帰をしたハンセン病回復者は、差別や偏見を恐れてつい経歴を偽ってしまうものですが、私もそうだったのです。

その後も、息子の小学生時代にはPTAの役員をしていましたが、病気のことは話していませんでした。ですが、私の顔や手が曲がっているのを、息子はクラスメイトにまねされたり、お父さんの病気は何だと追及されることもあったらしく、私が学校に行くことを嫌がっていました。私自身はひどいことを言われても我慢できますが、息子が私のことで苦しむのは耐えられません。そこで担任の先生に病気のことを話し、PTAを辞めさせてほしいとお願いしたのです。すると先生が「僕に任せてください」と言いました。そして2日後、返事を聞きに学校へ行くと、子どもたちが私の方に笑顔で駆け寄ってくるではありませんか。先生は、子どもたちにこんな話をしてくれたそうなんです。「石山君のお父さんは『障害者ですができることがあればやります』と、誰もやりたがらないPTAの役員を引き受けてくれた。その姿にお母さんたちが感動して、続々と役員が決まった。石山君のお父さんは、人のために尽くす姿勢にあふれている」と。先生は、私と子どもたちに真剣に向き合ってくれたのです。

—啓発活動に取り組むきっかけとは？

2001年の国家賠償請求訴訟で患者側が勝訴したことです。国のハンセン病患者に対する隔離政策は憲法違反だという判決が出て、政府が自らの責任を認めました。この判決がきっかけで、私はより積極的に元ハンセン病患者だと発言するようになったのです。こうした機会は、講演でなくても、意外と普段の生活のなかにあります。例えば子どもは正直ですから、私の手が不自由なことに気づくと「おじちゃんの手はどうしてそんななの？」と疑問をぶつけてきます。あるとき、その子どものお母さんが「そんなこと聞いてちゃダメ」と叱ったので、こう話しました。「大人がちゃんと教えてあげればいいのです。質問を禁止すると、相手に対する理解が進まないから偏見の元になる。それはよくない」と。その子には「おじちゃんは10歳くらいから病気で左手がうまく使えないけど、ご飯茶わんはテーブルに置いて、フォークで食べているよ」と教えました。すると「かわいそうだね」と言葉をかけてくれました。

—退所者の人たちに伝えたいことはありますか。

関東地方に暮らす療養所退所者の会「あおばの会」のメンバーにも、障害のことを隠さず話すよう呼びか



けていますが「石山さんは特別。同じことはできない」と言われ、歯がゆく思っています。また、「隠しておきたいことを聞かれるのは嫌だ」と話す人もいます。退所者は、周りにハンセン病のことを話せないばかりか、病歴がばれることを恐れて、近くの病院にも行けない人が数多くいます。これまで、いかにひどい差別を受けてきたかが伺い知れますよね。しかし、そこを越えないと誰からも理解してもらえません。風が吹いてきたときに、戸を閉めれば風は入ってこないけれど、こちらの思いも伝わらない。向こうの風を受けて、こちらも言葉を返すことで、初めて分かり合いへの一歩が踏み出せるのだと思います。

自分の障害について話すのは勇気がいることだと思います。しかし、世間は冷たい人ばかりではないことも知ってほしいのです。子どものとき、ハンセン病の私とは遊べないと言って離れていった友人とは、今では一緒に旅行をする仲になりました。

—読者へのメッセージをお願いします。

ハンセン病の回復者に対する考え方は、人それぞれだということは十分承知しています。世代が違えば、受けた教育も生活環境も違うので、考え方も違って当然です。それでも、やっぱり私たちのことに関心を持ってもらえたらうれしいですね。

インタビュー／林 勝一（東京都人権啓発センター 専門員）
編集／奥田 みのり 撮影（表紙・2～4ページ）／宇井 眞紀子

●石山春平（いしやま・はるへい）



昭和11(1936)年、静岡県生まれ。昭和27(1952)年に私立療養所「神山復生病院」に入院。昭和43(1968)年、結婚を決意し社会復帰。現在、川崎市身体障害者協会のリーダー、全国退所者連絡会副会長、関東の療養所退所者の会「あおばの会」会長を務める。第21回神奈川県弁護士会人権賞。

profile

豊富な実物資料、映像などでハンセン病の歴史を学ぶことができます。

国立ハンセン病資料館（国立療養所多磨全生園隣）

東京都東村山市青葉町 4-1-13

TEL: 042-396-2909 URL: <http://www.hansen-dis.jp>

“いじめや偏見をなくしたいから魂込めて演じています。”

アイヌ文化を伝える東京の若き紙芝居師

紙芝居発祥の地といわれる荒川区で生まれ育った三橋とらさん。紙芝居師として活動した母から志を受け継ぎ、二代目を襲名。都内と北海道を行き来しながら、さまざまな催しで紙芝居を熱演しています。そんな三橋さんが大切にしているのが、アイヌをテーマにした作品です。その背景には、アイヌへの敬愛と、差別や偏見をなくしたいとの思いがありました。

三橋とらさんは、紙芝居師として東京都公認ペンアーティスト^{*1}のライセンスをもち、都内を中心に7年ほど前から活動しています。子どもの頃から演劇に打ち込み、高校卒業後は劇団員として芝居漬けの日々を過ごしていたことから、演技力に定評があります。「まさにお芝居」という熱演で、子どもも大人も高齢者も楽しめるパフォーマンスが人気です。

昔ながらの紙芝居師は、既製の紙芝居を買うか借りかして演じますが、三橋さんは違います。絵本をもとに自作するほか、演じたいテーマに出会うと、紙芝居を一から自分で作るのです。関係する文献を読み込んだり、関係者に取材したりして台本をまとめるだけでなく、多くの場合は絵も自分で描きます。

「一つひとつ、魂を込めて作っています。既製のものと多くても16枚ほどなのですが、私の場合、一作品30枚ほどになりますね。これを約30分かけてじっくりと演じます。自分が描いたものだから、好きに演じられて熱が入ります」（三橋さん）。



三橋とらさん

そうして作り上げたものの一つに、北海道の旭川地域に伝わる「ニツネカムイとサマイクル」^{*2}というアイヌの口承文芸を題材にした作品があります。ニツネとはアイヌ語で「悪い」、カムイとは「神」のことで、ニツネカムイは「魔神」と訳されます。魔神ニツネカムイを、山の神ヌプリカムイと英雄サマイクルが協力して倒すこの英雄譚は、札幌で開催された「アイヌ文化フェスティバル2016」^{*3}でも上演され、好評を得ました。

三橋さんがアイヌに関心をもったのは、旭川市で2年間暮らしたことがきっかけでした。あらゆるものにカムイ（神）が宿っていて、それらに感謝しながら生きるというアイヌの考え方に共感すると同時に、アイヌ差別についても他人事とは思えなかったからでした。三橋さんが生まれ育った地域には在日コリアンが多く、彼らが差別の対象となるのを目の

当たりにしてきました。自分自身も、小学生の頃、何気なく発した言葉を、母親から“それは在日の人たちに対



アイヌの知人からステレオタイプな描き方ではないと言われ、苦心の末に完成させた『ニツネカムイとサマイクル』。

する蔑称だ」と厳しく叱られたことがあったといいます。また、母親が近所の公園で紙芝居をしていたのは、障害のある弟が仲間はずれにされないためだったのではないかと振り返ります。だからこそ三橋さんは「母から受け継いだ道具と志を大切にしながら、紙芝居という方法で差別やいじめや偏見のない世の中にしたい」と考えるようになったのです。

三橋さんは、『イオマンテ』という絵本^{*4}を題材にした紙芝居を作って演じることが目標だといいます。イオマンテとは、熊などの動物の魂をカムイモシリ（神々の世界）に送り帰すために行う、アイヌにとって最も重要な伝統儀礼です。しかし、正しく理解されずに、「熊を生贄にする野蛮な儀式」という偏見で語られることがあります。題材とする絵本は、イオマンテを迎える子熊とアイヌの少年の視点が交互に描かれ、アイヌの精神世界や文化を追体験できる内容です。三橋さんが「魂を込めた」紙芝居で発信することにより多くの人の心が動かされ、アイヌへの偏見や差別を無くすきっかけになるはずです。

^{*1} 公園等でパフォーマンスするアーティストを認定する東京都の制度。
^{*2} 熊やシマフクロウといったアイヌのカムイ「神様」の体験談を語る口承文芸「カムイユカシ」の一つ。
^{*3} 公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が札幌、東京等で毎年開催。
^{*4} 察美千子、小林敏也「イオマンテ めぐるいのちの贈り物」パロル舎、2005年インタビュー／林 勝一（東京都人権啓発センター 専門員）編集／脇田真也

もっと知りたい!

アイヌ文化交流センター

東京都中央区八重洲 2丁目 4-13 ユニゾ八重洲 2丁目ビル 3階
 TEL: 03-3245-9831

東京でアイヌ文化に触れることができる施設です。工芸品の展示、図書、映像資料の閲覧・視聴のほか、各種講座が開催されています。
 開館時間 10:00～18:00
 休館日 日曜日、月曜日（祝日を除く）、祝日の翌日（土曜に当たる日を除く）、12月29日から1月3日まで

<取材先情報>

・紙芝居乃とら屋（三橋とらさんのホームページ）
<http://www.kamishibai-tora.com>



部落差別をなくすのは 私たち一人ひとり 「部落差別解消推進法」の 成立から1年

部落差別*は、日本国憲法によって保障された人間の自由と平等を脅かす問題です。中世に形づくられ、歴史的、社会的に形成された人々の意識や近世の身分制度のもとで受けていた差別が明治4年の解放令以降も様々なかたちで残されてきた日本固有の人権問題といえます。国は2016年12月に「部落差別解消推進法」を成立させました。なぜ、今この法律が必要とされたのでしょうか。現状を踏まえながら、法律の背景と期待される未来についてお二人の有識者にお話を伺いました。

部落差別の現状とは

2016年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法）」が公布され、即日施行されました。世代や地域によっては、部落差別がいまでも存在することに実感がない、あるいは「部落」や「同和」という言葉さえ知らない人がいます。しかし、現実には被差別部落出身であることを理由とした差別は根深く残っています。

同和問題の解決を国の責務として初めて位置づけた同和对策審議会答申（1965年）以降、国は期限を設けた特別措置法を定めることで問題解決にむけて様々な事業を行ってきました。1993年、国はそうした特別対策の効果を把握するために調査を行いました。その結果、道路、住宅など住環境面での格差は概ね改善したが、差別意識、人権侵害はなお残されているとして、最後の特別措置法が期限切れを迎える2002年以降も、引き続き取組みが必要であるとしていました。

さらに、近年、急速に普及したインターネットによる人権侵害は部落問題も無縁ではありません。身元調査につながりかねない情報がネット上に氾濫することで、情報の真偽に関わらず鵜呑みにした人が容易に差別行為を引き起こす恐れがあります。

インターネットと結婚差別

大阪市立大学特任准教授で家族社会学が専門の齋藤直子さんによると「部落差別解消推進法の審議段階では多くの“結婚差別”の事例が述べられた」といいます。結婚差別とは、本人同士が合意しているにもかかわらず、親や周囲が部落出身であることを理由に、結婚に反対することです。

結婚差別は古くからある問題ですが、「とくに70年

代から80年代以降に深刻化してきました。かつてはお見合いによって始めから排除されていたものが、この頃から職場など

での恋愛結婚が一般的になってきたことが背景にあります」。しかし、深刻な問題であるにも関わらず、行政の相談窓口^に結婚差別の相談が寄せられにくいのは、「家族内の揉め事としてとらえる傾向があるためでしょう。また、相談自体がカミングアウトになるため、よほど信頼する相手でなければ打ち明けることができません。また、結婚の話になる前に相手のことをインターネットで調べるケースが増えていると推測されます。真意を伏せたまま別れを切り出された場合は、本人が差別されたことに気づかないため、問題が表面化してこないのです。」

近畿地方の事例を中心にヒアリング調査を行った齋藤さんは、他の地域に事例がないわけではないと言います。「例えば、東京は地方出身者の集合体です。本人同士は東京で出会い、部落を意識していなくても、出身地である地方には強い差別意識が残っていることがあります。したがって東京にも当然結婚差別に直面している人はいます」（齋藤さん）。

インターネットと土地調査

一方、近畿大学教授で、部落問題を中心に研究する奥田均さんは、東京にも見られる部落差別の具体例として、不動産取引における「土地調査」を挙げます。

土地調査とは、マンションの開発予定地や、既存の



近畿大学
人権問題研究所教授、
部落解放・
人権研究所代表理事
奥田均さん



大阪市立大学
人権問題研究センター
特任准教授
齋藤直子さん

*部落差別に関わる問題を行政用語では「同和问题」という。

物件の所在地が部落かどうかを調べるものです。不動産会社の担当者が役所の窓口で確かめに来るケースや、客が入居や転居を検討する際、不動産会社に確認することもあります。

この点について、奥田さんは次のように語ります。「関西では昔から複数の府県で行われていることが知られていますが、実は、東京でも土地調査が行われています。これは都内で完結する話ではなく、東京から地方に転勤する人が調査をすることもあれば、その逆もあります。さらに、近年はインターネットで簡単に差別的な情報にアクセスできます。つまり、部落差別に都道府県の境界線はないのです」(奥田さん)。

「部落差別解消推進法」の意義

こうした状況を踏まえ国が成立させたのが部落差別解消推進法です。奥田さんはこの法律の最大のポイントは「『現在もなお部落差別が存在する』と明記されたこと」だといいます。つまりこれまでは「部落差別が『あるのか、ないのか』、あるいは『差別に対する考え方の違い』といった議論から始めなければなりませんでした。さらに特措法の期限切れ以降、“法律がなくなったのは、問題が解決したから”と考える風潮が見受けられましたが、国が公式に部落差別の存在を認めたことで、法律を制定しなければならないほどの差別が存在するとの、社会共通の認識が確立されたといえるのです」(奥田さん)。

また、第1条に「部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記された点について、奥田さんは次のように語ります。「意外かもしれませんが、社会に向けて部落問題の解決をうたった法律はこれが初めてです。過去の複数の特別措置法は、同和対策事業を担当する行政向けでした。しかし、新しい法律で実現しようとしているのは部落差別のない社会。つまり、法律の対象者は国民となったのです」。

齋藤さんはこの法律の意義を次のように言います。「かつて、差別は証拠が残らないようにこっそりするものでした。しかし、ヒアリング調査を通じて、近年の結婚差別は、相手に釣書を求めるなど、露骨に、公然と行われるようになってきていると感じます。差別をしてはいけないことすら分かっていない人が増えているのではないのでしょうか。法律の成立は、国が部落差別を許さないという強い態度を示すこととなりますので、こうした人たちに一定の効果があることを期待しています」。

部落差別のない社会をつくるために

法律は、国や地方自治体に対し、それぞれ地域の実

情に応じて、差別を解消するために必要な教育や啓発、相談体制の整備などを求めています。こうした内容を受け、奥田さんは、国や地方自治体が新しい法律を活用する際は「同和対策事業の“復活”ではないととらえることが大切」だと語ります。「例えば、障害者差別解消法が謳うように、障害者差別の解消は、障害者対策ではなく社会に向けて行うもので、女性差別の解消も、女性ではなく社会に向けて行うものです。つまり部落問題も、部落に向けた同和対策事業から、社会に向けた部落差別解消推進法へと“ステップアップ”したということです。地方自治体が第一にすべきことは、この法律を対象者である一般の市民に周知することなのです」(奥田さん)。

部落問題とは無関係だと感じている人たちに対して、齋藤さんは、次のように語ります。「部落差別は、例えば結婚差別というかたちをとって、ある日突然、あなたの目の前にやってくるのです。そのときにしっかりと受け止めることができるよう、準備をしておいてほしいと思っています。もちろん、部落問題の専門家になる必要はありません。行政や人権関係団体などに相談できることを知っておくだけでもよいのです」。

また、奥田さんは部落差別の解消において「東京都は注目区の一つ」と言います。その理由として、東京オリンピック・パラリンピックの開催があります。「東京2020組織委員会は、各競技会場や選手村などで使用する設備や備品などの調達において、国際的な人権の基準を順守・尊重しなければならないと定めています。したがって、これらの調達にかかわる企業の間では、人権問題への関心が非常に高まっているのです。2020年まで残りわずかです。東京都がこの機運のなかで、部落問題の解決に取り組んでいくことが望まれます」(奥田さん)。

部落問題は、昔の話でも、限られた地域や一部の人の問題でもありません。差別をなくすのは、私たち一人ひとりの課題だということをこの法律は示しているのです。

インタビュー／林 勝一(東京都人権啓発センター専門員) 編集／小松亜子



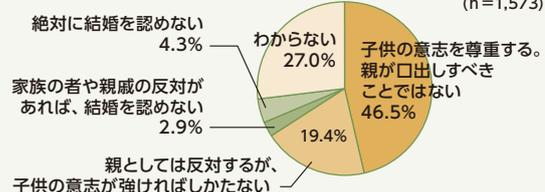
はじめての「一歩!」

東京都「人権に関する世論調査」(平成26年4月)

同和問題も含む様々な人権課題についての都民の意識調査。

子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合の対応

(n=1,573)



A

12月10日は世界人権デー
12月4日～12月10日は人権週間です。

「世界人権宣言」が国連総会で採択された記念日が「世界人権デー」です。日本ではこの日に先立つ1週間を「人権週間」としています。

行事 「講演と映画の集いin小平」

- 日時 平成29年12月8日(金) 13:30～17:10(予定)
- 会場 ルネこだいら(小平市民文化会館)大ホール(小平市美園町1-8-5)
- お問い合わせ 東京都 TEL 03-5388-2588

B

11月25日～12月1日は
「犯罪被害者週間」です。

行事 東京都・東久留米市共催

「共に生きよう～かなしみに寄り添いながら～」

- 日時 平成29年12月2日(土) 14:00～16:50
- 会場 東久留米市立生涯学習センター(東久留米市中央町2-6-23)
- お問い合わせ 東久留米市市民部生活文化課 TEL 042-470-7738

C

人権問題都民講座

入場無料 事前申込制

「ふしぎな部落問題 一部差別解消推進法の1年」

法制定から1年。部落問題をめぐる流れの中で、現状を再認識しながら、差別がどうしてなくなるかを考えます。

- 日時 平成29年12月9日(土) 14:00～16:30
- 会場 東京都人権プラザ 本館 セミナールーム(港区芝2-5-6)
- お問い合わせ 東京都人権啓発センター TEL 03-6722-0085

D

12月10日～16日は
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

行事 「拉致被害者救出運動」写真パネル展

- 日時 平成29年12月11日(月)～15日(金) 9:30～17:30
- 会場 都議会議事堂 都政ギャラリー
- お問い合わせ 東京都 TEL 03-5388-2588

E

夜間人権ホットライン

人権侵害等の法律問題について、弁護士が電話相談をお受けします。

- 相談
- 日時 平成29年12月7日(木) 17:00～20:00
 - 相談電話 03-6722-0127
 - お問い合わせ 東京都人権プラザ TEL 03-6722-0124 / 03-6722-0125

F

11月16日～12月15日は
「東京都エイズ予防月間」です。



平成29年度テーマ「私たちにできる事」

昨年、都内でHIV感染が分かった人(HIV感染者・AIDS患者)は464人で、そのうち20歳代と30歳代が59%を占め、若い世代に多くなっています。期間中は、講演会等イベントを実施します。これを機にHIV/エイズへの理解を深めましょう。

- 検査等
- HIV検査は、匿名・無料で、保健所又は検査室で受けられます。東京都HIV検査情報Web <http://tokyo-kensa.jp/>
 - 東京都HIV/エイズ電話相談(匿名) TEL 03-3292-9090

講演会

「HIV陽性者とともに働くために
～ウイルス性肝炎の経験から～」

入場無料 事前申込制

- 平成29年12月4日(月) 19:00～21:00
- 会場 コンファレンススクエア エムプラス(千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル10F)
- 申込締切 12月1日(金)までにインターネットまたはFAXにて。詳細は下記URLを御覧ください。
- お問い合わせ 東京都 福祉保健局健康安全部 感染症対策課 エイズ対策担当 TEL 03-5320-4487
- 東京都エイズ予防月間 情報ページ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/aids/yobo_gekkkan/index.html



(公財)東京都人権啓発センター賛助会員募集のご案内

皆様とパートナーシップを築き、人権意識の高揚、人権問題の解決に向けて、ともに手を携えてまいりたいとの趣旨から賛助会員制度を設けております。趣旨にご賛同いただき、ご加入下さるようご案内申し上げます。

- 個人賛助会員 一口 2,000円 団体賛助会員 一口 30,000円

●お問い合わせ (公財)東京都人権啓発センター 総務課 TEL 03-6722-0082

団体 会員の 皆様	(公財)東京都中小企業振興公社	(一財)東京都営交通協会の	東京臨海高速鉄道(株)	東京都住宅供給公社	(公財)東京税務協会	NPO 法人 TEOS
	(株)首都圏環境美化センター	(一社)東京都信用組合協会	(公財)東京都環境公社	東京都職員信用組合	(公大)首都大学東京	(株)日本アクセス
	(公財)東京都歴史文化財団	東京人権啓発企業連絡会	(株)東京エイドセンター	東京都商工会連合会	(一財)東京都弘済会	東京港埠頭(株)
	(株)ミライト・テクノロジーズ	(公財)東京都学校給食会	(公財)東京しごと財団	東京臨海熱供給(株)	自治労東京都本部	(株)ゆりかもめ
	東京都中小企業団体中央会	(一社)東京環境保全協会	東京水道サービス(株)	(株)東京ビッグサイト	(株)東京交通会館	(有)関東紙業
	東京都下水道サービス(株)	(株)東京国際フォーラム	東京交通サービス(株)	(公財)東京観光財団	東京食肉市場(株)	(順不同)

●編集後記

人権週間にあわせて制作している啓発ポスターが完成した。昨年度は世界人権宣言の第一条、今年度は第二条がテーマ。人権週間の期間、駅や電車内でご覧いただけます。ご希望の方はお問い合わせください。(林)

人には思いを上手く意識化＝言葉にできないことがある。言葉にならなかった／できなかった／しなかった…そんな思いを想像することが、社会を良くする、明日を生きる“力”につながると思いたい(餃)

TOKYO人権 Vol.76 2017年冬号 2017年11月20日発行(年4回発行)

- 制作・印刷/株式会社トライ
- 発行/公益財団法人 東京都人権啓発センター 〒105-0014 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル 2階 TEL 03-6722-0086 FAX 03-6722-0084 <http://www.tokyo-jinken.or.jp/>



マルチメディアDAISY版を作成しています。ご希望の方は(公財)東京都人権啓発センターまでお問い合わせください。「DAISY(デザイン)」とは、視覚障害などさまざまな理由で活字を読むことが困難な方のための、デジタル図書です。

この冊子は再生紙を使用しています。

